

公 告

次の軽油引取税免税証は無効です。

広島県税規則第 52 条の 2 第 3 項の規定により公告します。

令和 8 年 2 月 10 日

広島県東部県税事務所長

免税軽油使用者証番号	広 第 8 3 3 4 5 号
免 税 証 の 種 別	5 0 円券
記号番号および枚数	124042769 番～124042770 2 枚
有 効 期 間	令和 7 年 3 月 28 日から 令和 8 年 3 月 27 日まで